

1 事業実施内容

(1) 総括

つがる三和会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行った。

- ① 第一種社会福祉事業
 - ・ 特別養護老人ホームの経営
 - ・ 障害者支援施設の経営
 - ・ 軽費老人ホームの経営

- ② 第二種社会福祉事業
 - ・ 老人デイサービス事業の経営
 - ・ 老人短期入所事業の経営
 - ・ 障害福祉サービス事業の経営
 - ・ 老人居宅介護等事業の経営
 - ・ 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
 - ・ 老人介護支援センターの経営

- ③ 社会福祉法第26条の規定による事業
 - ・ 居宅介護支援事業
 - ・ 有料老人ホーム

(2) リフレッシュ運動の実施

職員の健康保持増進及び業務能率と利用者サービスの向上を図るとともに、労働時間を短縮し、職員のゆとりと活力ある生活の実現に資するため、平成22年8月1日からリフレッシュ運動を実施している。

- ・ 時間外勤務の縮減
- ・ 会議の効率的運営
- ・ 事務事業の簡素・効率化の推進
- ・ 執務環境の整備
- ・ 年次休暇の計画的使用の促進

(3) 青森県認証介護サービス事業所認証評価取得



介護サービス事業所認証制度は「質の高い介護人材の確保・育成」、「利用者のニーズに合った質の高いサービスの提供」を行っている事業所を青森県が認証するというもので、以下の 4つの分野での調査を受けた。

1. 職員の処遇改善の取組を評価する項目
2. 介護人材育成の取組を評価する項目
3. 地域交流・コンプライアンス等の取組を評価する項目
4. サービスの質の向上の取組を評価する項目

この認証制度は一言でいうと「介護人材確保・育成と介護サービスの質の向上に積極的に取り組む介護サービス事業所の取組と努力を評価する制度」である。この認証を受けた事業所は、若い人がやりがいを持って安心して働くことができ、中高年や子育て中・後の女性など多様な働き方ができる。また、学生や求職者は就職にあたり、知りたい事業者情報を入手でき、比較検討、判断が容易になることから人材育成・定着に積極的に取り組む事業所＝良い就職先が増える。更に利用者や家族は自分のニーズに合った質の高いサービスを受けることができ住み慣れた地域で最期まで安心して暮らすことができる。この認証制度の認証をきっかけに当法人では更に、利用者様と働く職員のために日々努力を積み重ねていかなければならない。

(4) 包括連携協定締結

当法人と学校法人柴田学園は相互の密接な連携と協力により、地域の課題に適切に対応し、活力のある地域社会の形成と発展に寄与することを目的とした連携協定を締結した。

(5) 規則・規程の一部改正等

- ①社会福祉法人つがる三和会給付型奨学金制度（栄養士）運営規程の制定
栄養士人材確保並びに人材育成の一環として東北女子短期大学と給付型奨学金制度（栄養士）運営規程を制定した。
- ②社会福祉法人つがる三和会パート職員就業規則の一部改正

- ・青森県の最低賃金額（時間額）が762円から790円に改正されたことに伴い時間給を決定している第12条(1)看護師 時間給1,350円、(2)准看護師 時間給1,050円、(3)介護福祉士 時間給900円、(4)ヘルパー1級・2級 時間給850円、(5)その他の資格及び無資格 時間給800円へそれぞれ改正した。

③社会福祉法人つがる三和会就業規則の一部改正

- ・2025年問題を目前とし、今尚、急速に進む高齢化や認知症高齢者対策など、制度の遷移に適応した施設運営を実現させるためには、職員の更なる質の向上が必要とされていることから内部研修だけにとどまらず積極的に他法人等の安定した定着支援等を導入する必要がある。このことから、職種変更・配置転換・雇用の変更・業務の応援を規定している第15条において派遣業務について職員が冷遇・不利にならないように改正した。
- ・就業規則第35条 始業・終業・休憩時間に関する規定について、グループホーム城西及び訪問介護事業所城西において業務の見直しを実施した結果、勤務実態に合わせて始業・終業・休憩時間の変更が必要になった。このため別表6（第35条関係）の一部を改正した。
- ・働き方改革をより一層推進する観点から職員が計画的に休日を取得しやすくするため第47条第6号「年次有給休暇の取得は法人の裁量によって半日単位を認める。この場合の取得日の所定労働時間は4時間とし、4時間を超えた時間は出勤とみなす。」を新設した。

④社会福祉法人つがる三和会給与規程の一部改正

- ・介護職員等特定処遇改善加算は、令和元年10月の消費税増税に伴い介護職員等の更なる処遇改善を目的として制定された。
当法人としても介護人材確保のための取り組みをより一層進める必要があることから、経験技能のある職員等に重点化しながら、介護職員等のさらなる処遇改善を実施する。このことに伴い給与規程第26条に介護職員等特定処遇改善加算の文言を追加した。

(6) 次期理事及び監事の選任

定款第16条第1項により、「理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。」と規定されていることから、令和元年6月8日に招集され

た理事会で「次期理事及び監事の選任候補者」についての同意を得て、6月23日に開催された定時評議員会へ提案し、当評議員会の決議をもって決定した。

委嘱期間については、選任後、令和2年会計年度に係る定時評議員会の終結の時(令和3年5月～6月に開催される定時評議員会終結時)までである。

(7) 評議員選任・解任委員会の委員の選任

死亡及び辞任により3名が欠員となったことに伴い、令和元年6月8日開催の令和元年度第1回理事会において欠員補充として外部委員、監事、事務局員をそれぞれ選任した。

(8) 理事長の選任

令和元年6月23日開催の令和元年度第2回理事会において、理事会の同意承認を得て、大井正清理事が理事長に選任された。

(9) 業務執行理事の選任

令和元年6月23日開催の令和元年度第2回理事会において、理事会の同意承認を得て、大井康敬理事が業務執行理事に選任された。

(10) 評議員の選任

令和元年9月28日開催の評議員選任・解任委員会において欠員補充として、桜庭修二氏が選任された。

(11) 青森県指導監査

令和元年5月20日に障害者支援施設三和の里（施設入所支援・生活介護・短期入所）を対象に、その運営状況等について県の指導監査が実施された。指導監査の結果として、運営管理、経理面について改善報告を要する指摘事項はなかった。

(12) 事務施行の適正化に係る内部事務監査の実施

事務・文書管理規程第3条の規定に基づき、令和元年9月から10月にかけてデイサービスセンター及びグループホーム施設を巡回し、アセスメントシート・担会記録・ケアプラン・モニタリング・評価記録・機能訓練記録・機能訓練プラン・ケース記録・業務日誌・勤務割・人員配置・出勤簿・出張復命書を対象に検査点検をした結果、未だ一部におい

て不適正な事務処理が見受けられた。このため是正を促し10月末に再検査を実施したところ全ての書類において問題点はなかったが事務執行のより一層の適正化を推進するよう指導を行った。